

南九州市立幼稚園のあり方に関する基本方針

平成 30 年 11 月 20 日

南九州市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 市立幼稚園を取り巻く環境	2
1 園児数の状況	
2 集団生活を通じた教育の状況	
3 市の財政状況及び市立幼稚園の運営費状況	
4 市立幼稚園及び市内の私立認定こども園の定員充足率並びに 1 号認定の定員状況	
5 私立保育所（園）の認定こども園への移行の動き	
6 市立幼稚園の民間移管について	
7 幼児教育・保育無償化の動き	
II 南九州市立幼稚園のあり方検討委員会の答申書	6
III 市立幼稚園のあり方に関する基本方針	7

はじめに

本市の幼稚園は、平成 19 年 12 月の合併前の潁娃幼稚園、知覧幼稚園をそのまま引き継いだ形でスタートしました。

その後、南九州市行政改革大綱に基づく平成 25 年後期集中改革プランにおいて、「市民との協働・民間活用を進める」との考えから、市立幼稚園についても、民間移管・休廃園・現状維持について検討を行い、現在まで合併時の状態で運営を行ってまいりました。

しかしながら、近年の少子化の進行に伴い、園児数が減少し、今後もこの傾向は続くことが予想されます。

一方で、国においては、少子化、働き方やライフスタイルの変化を受けて、子ども子育て支援新制度がスタートし、特に地方においては、同制度を受けた認定こども園が、今後、増加することが予想され、民間との関係も考慮すべき時代となってきました。

このような状況を踏まえ、平成 29 年度は南九州市立幼稚園のあり方検討委員会を開催し、地区公民館長代表をはじめ、幼稚園及び認定こども園等の保護者代表、公募委員等の皆様に、これらの状況を説明し、答申書を頂いたところです。

今後、幼児教育の無償化の動きや、市立幼稚園への就園希望者の減少を踏まえるとともに、保護者の皆様に混乱を来さない観点から、今後の休廃園に関して一定の基準を設ける必要があると考えます。

以上のことから、このたび、市立幼稚園のあり方に関する基本方針を策定することとしました。

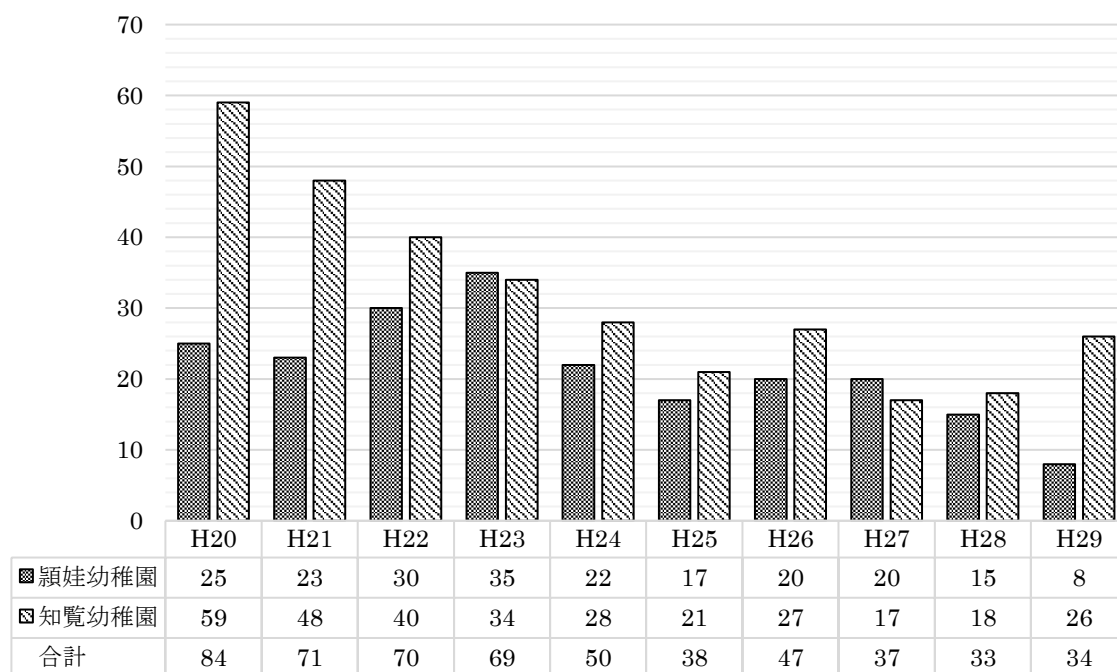
I 市立幼稚園を取り巻く環境

1 園児数の状況

市立幼稚園の園児数は、合併後、年度ごとの増減はあるものの減少傾向にあり、平成 20 年度 2 園の 84 名から平成 29 年には 2 園で 34 名（▲50 名，H20 年度比▲60%）となっている（表 1）。

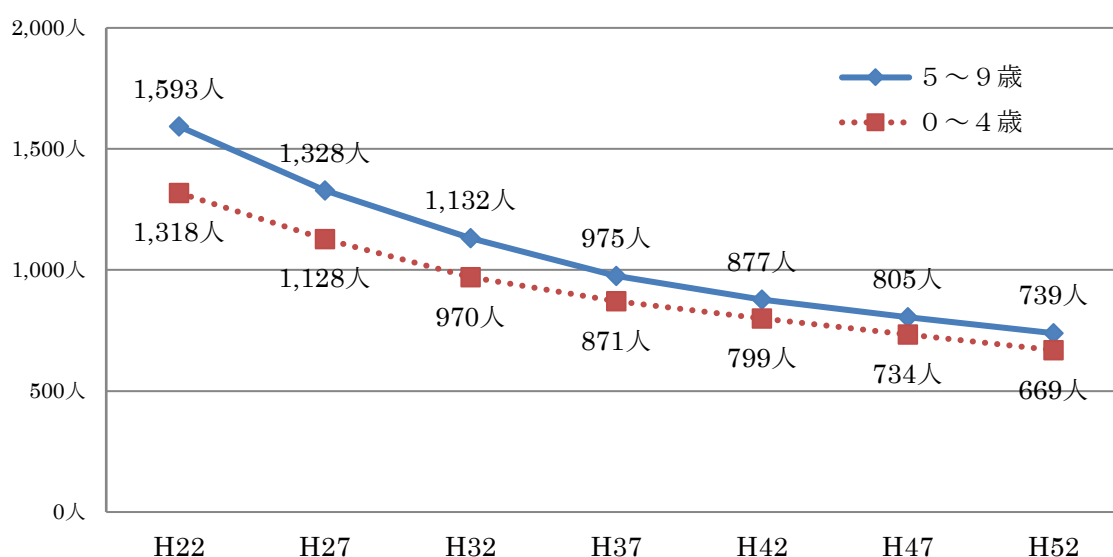
今後の本市の人口推計を見ても、未就学児の人口は減少する見込みで、0～4 歳児を見ると、平成 22 年度を基準として 10 年後の平成 32 年には▲348 人（約▲26%），15 年後の平成 37 年には▲447 人（約▲34%）になると予想されている（表 2）。

表 1 市立幼稚園の園児数



（単位：人）

表 2 南九州市 未就学児の人口推計



※出典：国立社会保障・人口問題研究所推計値

2 集団生活を通じた教育の状況

学校教育法第 23 条には、幼稚園における教育の目的として「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに…（中略）、自主、自立及び協同の精神ならびに規範意識の芽生えを養うこと。」と規定されている。

望ましい集団規模については、平成 23 年度文部科学省の幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究において、「…（前略）集団の形成過程を大切にし、「協同性の育ち」を培うためには、1 学級に、3 歳児でも 20 人前後、4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切だと考えられている。」と考察されている。

市立幼稚園の平成 29 年度の状況を見ると、潁娃幼稚園で 4 歳児 2 名、5 歳児 6 名（計 8 名）、知覧幼稚園で 4 歳児 13 名、5 歳児 13 名（計 26 名）という状況（同年齢での学級編成が原則のところ 4、5 歳児の混合学級である）で、集団生活を通して子ども同士が学び合い、育ち合うことが難しい状況にある。

3 市の財政状況及び市立幼稚園の運営費状況

本市の歳入は、その大きなウエイトを占める地方交付税が、合併により上積みされていたものが平成 27 年度から漸減期間に入っていることなどから一般財源は減少傾向にあり、平成 34 年度には平成 27 年度と比較して約 33 億円の減となる見込みである（表 3）。

一方で、市立幼稚園の運営状況は、平成 28 年度決算で見ると、収入は地方交付税の概算額を含めて 16,621,000 円に対し、支出は 41,150,000 円となり、単純差引▲24,529,000 円となり、この赤字部分は一般財源から補填している（表 4）。

また、園児一人当たりに係る費用負担額は 822,726 円となり、平成 25 年度数値であるが全国平均の公立の場合で 517,000 円、私立の場合で 564,000 円であり、非常に多くの経費を要している（表 5）。

表 3 市の財政状況

（単位：百万円）

区分	H27 年度決算	H28 年度決算	H29 年度予算	H34 年度試算
市税	3,472	3,597	3,386	3,150
地方譲与税	326	322	291	263
地方特例交付金	10	11	8	7
地方交付税	8,590	8,319	7,540	6,833
その他	2,579	2,526	2,074	1,390
一般財源計	14,977	14,775	13,298	11,643
対 H27 年度比	—	▲ 202	▲ 1,679	▲ 3,334

※出典：H34 年度試算は財政課の長期財政シミュレーション

表 4 市立幼稚園の運営費状況（H28 年度決算）

収 入		支 出		備 考
区 分	金 額	区 分	金 額	
地方交付税	14,760,000 円	人件費	38,473,000 円	教諭、支援員、園医等
入園料	10,500 円	その他支出	2,677,000 円	
保育料	1,850,500 円			
計	16,621,000 円	計	41,150,000 円	差引▲24,529,000 円

表5 幼稚園児一人当たりに係る費用負担額

区 分	南九州市立幼稚園平均 (H28 決算)	全国平均 (H25)	
		公立幼稚園	私立幼稚園
人件費	746,222 円	462,198 円	358,140 円
その他経費	76,504 円	54,802 円	205,860 円
計	822,726 円	517,000 円	564,000 円

※出典：全国平均（H25）は厚労省「幼稚園・保育所等の経営実態調査」

4 市立幼稚園及び市内の私立認定こども園の定員充足率並びに 1 号認定の定員状況

平成 29 年 5 月 1 日現在で、市立幼稚園の定員充足率は 34%（※入園児数 34 人／定員 100 人）で大幅に定員を割り込んでいる。市内の私立認定こども園の定員充足率は 95%である。

市立幼稚園及び市内の私立認定こども園の 1 号認定の園児総数 134 人に対し、市内の私立認定こども園の 1 号認定の定員は 105 人であり、現在、市内の 1 号認定の子ども全員を受け入れることはできない状況である（表 6）。

表6 園児数の状況及び認可定員の状況

【定員状況】 H29.4.1 現在

区分	施設名	地域	認定区分			計
			1 号	2 号	3 号	
市立幼稚園	穎娃幼稚園	穎娃	40			40
	知覧幼稚園	知覧	60			60
	小計		※100			100
市内 認定こども園	南九州勝縁こども園	穎娃	12	25	23	60
	ちらん平和こども園	知覧	0	10	20	30
	かわなべ幼稚園	川辺	55	27	23	105
	かつめこども園		13	15	17	45
	こばとこども園		15	29	16	60
	おののもりこども園		10	30	20	60
	小計		105	136	119	360
合計			205	136	119	460

認定こども園の
1 号定員

【入園状況】 H29.5.1 現在

区分	施設名	地区	認定区分			計
			1 号	2 号	3 号	
市立幼稚園	穎娃幼稚園	穎娃	8			8
	知覧幼稚園	知覧	26			26
	小計		※34			34
市内 認定こども園	南九州勝縁こども園	穎娃	15	16	22	53
	ちらん平和こども園	知覧	0	23	33	56
	かわなべ幼稚園	川辺	51	27	26	104
	かつめこども園		17	21	20	58
	こばとこども園		11	22	16	49
	おののもりこども園		6	41	24	71
	小計		100	150	141	391
合計			134	150	141	425

市内の 1 号認定
園児の合計

※用語解説

1号（教育標準時間）：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの（いわゆる幼稚園の子ども）	2号（保育）：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（いわゆる保育所の3歳以上の子ども）	3号（保育）：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（いわゆる保育所の0～2歳の子ども）
---	---	---

5 私立保育所（園）の認定こども園への移行の動き

（1）認定こども園の誕生

これまで、就学前の子どもについては、3歳以上の幼児に教育を行う幼稚園と、0歳からの乳幼児の保育を行う保育所等において、それぞれ受入れを行ってきた。

しかし、近年の急速な少子化の進行により子どもの数が減少して集団の中で育つ機会が不足したことや、保護者の働き方の多様化による保育ニーズの多様化、核家族化の進行による子育ての孤立化など、子ども、子育てを行う保護者を取り巻く環境が大きく変化してきた。

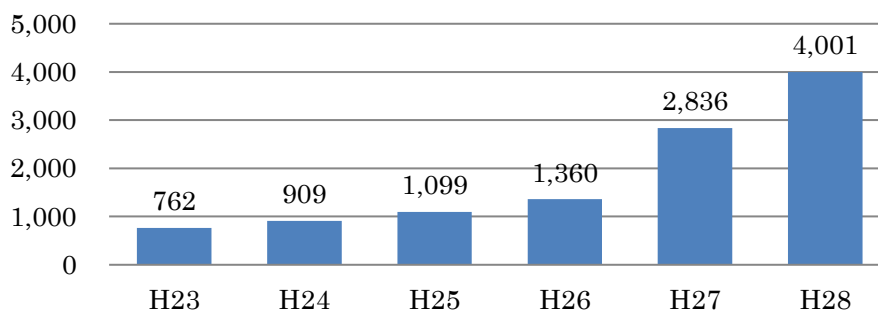
さらには、幼稚園の時間的制約や、保護者の就労が保育所への入所の要件となること、待機児童問題などについて改善を求める声が高まってきた。

そこで、これまでの幼稚園・保育所だけでは十分に対応しきれない状況に対し、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、これらの機能を備えた「認定こども園制度」が創設された。

平成27年4月には、子ども・子育て支援新制度も施行され、全国的に認定こども園化が進んでいる（表7）。

表7 全国の認定こども園数の推移

※出典：内閣府ホームページ



（2）本市における私立保育所（園）の認定こども園への移行の動き

平成29年度現在、本市には、認定こども園は6施設（定員105人）ある（平成27年度に4保育所が、翌28年度に2保育所が認定こども園へ移行）。

平成29年に市福祉課が行った市内13保育所（園）の認定こども園への移行調査によると、今後も認定こども園への移行が計画されている。

6 市立幼稚園の民間移管について

本市の幼稚園は、2園とも小学校の敷地内に設置されていることから、幼稚園への出入口や園庭を含めた敷地を小学校と共有しているため、土地の民間への貸付等にあたっては明確な区分が困難な状態にある。仮に貸付や譲渡等を行った場合には、小学校への外部からの安全確保対策を講じる必要がある。

7 幼児教育・保育無償化の動き

平成 29 年 12 月 8 日、政府は「人づくり革命」「生産性革命」の政策パッケージを閣議決定し、「幼児教育・保育無償化」が示された。その中で、3～5 歳は幼稚園、認可保育所、認定こども園に通う原則として全ての子どもを対象としている。実施時期については、平成 31 年 4 月から 5 歳児を中心に一部で無償化を始め、翌 32 年 4 月から全面実施するという内容である。

その後、平成 30 年 5 月 26 日、政府は幼児教育・保育の無償化を平成 31 年 10 月から全面実施する方向で調整に入ったとの報道も行われ、3 歳から 5 歳までの全ての子どもの幼稚園や保育施設の利用料と併せ、幼稚園での預かり保育なども無償化の対象とするという内容である。

II 南九州市立幼稚園のあり方検討委員会の答申書

市立幼稚園の現状及び市立幼稚園を取り巻く社会情勢等へ対応するため、「南九州市立幼稚園のあり方検討委員会」に対し、「市立幼稚園のあり方について」諮問し、平成 30 年 3 月 1 日にその答申を受けた。答申の内容は、次のとおりである。

南九州市立幼稚園のあり方についての答申書

基本的方針

市立幼稚園の基本的あり方については、園児数減少や本市の財政状況など厳しい現状であるが、民間での園児受入れができない現時点においては、当面の間は継続運営が基本である。

但し、今後においては子どもの数の減少や保育所の認定こども園への移行も見込まれることから、教育的視点及び地域の実状等も踏まえ、1 園の園児総数が 2 年連続 10 人未満となり、かつ民間施設の受入れが整った段階で、休園園を検討されたい。

補足意見等

- ・市立幼稚園のサービス充実を望む声もあったことから、今後、民間との関係や国の無償化の動きなどを注視されつつ、市民のための行政サービスに配慮されたい。
- ・教育的視点について、現状及び今後の園児数を考えると、集団生活での教育について危惧される。但し、小学生との縦割り生活の中で集団生活を学べる部分もあるので、今後においても、小学校との連携など教育的効果が上がるような教育内容に努められたい。
- ・市立幼稚園の概要等について、ホームページ等を通じて広報されたい。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園の内容等、子育て支援施策について情報発信されたい。
- ・民間移管については、小学校の敷地内にあり敷地を切り離して管理できないことから管理責任が不明確となり、安全面に問題があると思われることから適さない。

なお、当検討委員会で出された意見をまとめた資料を添付してありますので、市教育委員会におかれましては十分に参考にされ、今後の市立幼稚園及び子育て支援施策に役立てていただくよう申し添えます。

Ⅲ 市立幼稚園のあり方に関する基本方針

市立幼稚園は、少子化や保護者ニーズの多様化など社会的環境の著しい変化の中、表1に示したとおり年々園児数が減少し、一桁の園も発生している。園児数の減少により、幼稚園における教育の目的である集団生活を通しての子ども同士が学び合い育ち合うという教育環境の確保が難しい状況であり、また職員配置をはじめ園の運営費面においても厳しい状況となっている。

一方、市内各地域において学校教育を行なえる認定こども園が増えることが見込まれることから、公私の役割分担も踏まえつつ、今後の市立幼稚園の休閉園に関して次のとおり基本方針を定める。

1 基本方針

(1) 市立幼稚園（顕娃幼稚園・知覧幼稚園）は、市内の認定こども園等において1号認定こどもを受け入れることができない状況においては、継続運営とする。

(2) 市立幼稚園（顕娃幼稚園・知覧幼稚園）の各園において、平成31年度以降、園児総数が2年連続10人未満となり、かつ市内の認定こども園等において1号認定こどもの受け入れが可能となった段階で、休園若しくは閉園に向けての事務を進める。

園児総数の確認基準日は、毎年度5月1日とする（学校基本調査による園児数）。

(3) その他運用上の留意点

上記(2)の規定に該当するまでは市立幼稚園（顕娃幼稚園・知覧幼稚園）は開園するが、入園希望者が一人もいなくて就園中の4歳児もいない場合については、休園措置を取り、併せて次年度以降の取り扱いについて検討を加えることとする。

※ 上記(1)(2)における1号認定こどもの受け入れの可否の判断は、顕娃幼稚園及び知覧幼稚園のある各地域での受け入れの可否状況を確認して判断する。